

2021 年衆院選 移民政策についての政党アンケート

政党名：

ご担当者：

(メールアドレス：

電話番号：)

* 回答は、「賛成」「反対」「どちらともいえない」から1つを選択してください。

【入管問題】

1. 入管施設への収容は必要最低限にし、全件収容主義は廃止すべきである。

法務省は、退去強制事由に該当する容疑がある者について、出国命令制度の該当者を例外として、すべて収容令書を発付するという「全件収容主義」をとっています。その結果、長期収容者が増加し、劣悪な収容環境のもと、2001年以降、少なくとも20名の被収容者が自死や病死するという痛ましい事件が起きています。2021年3月6日に亡くなったウイシュマさんもその犠牲者の1人と言えます。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

2. 非正規滞在者などへの在留特別許可については、子どもの最善の利益や家族の結合権など、国際人権基準に基づいて判断すべきである。

入管法第50条には、退去強制事由に該当する者であっても法務大臣が特別に在留を許可することができる「在留特別許可」が規定されています。長く法務省は、その許否判断を法務大臣の「裁量」であるとしてきましたが、2006年10月に「在留特別許可に係るガイドライン」が策定され(09年7月改訂)、許否判断における積極要素と消極要素が示されました。しかしながら、ガイドラインにおいても、子どもの最善の利益や家族の結合権などが積極要素として明記されておらず、その結果、国際人権基準を考慮しない裁決が行われています。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

3. 在留カードの常時携帯義務と提示義務、特別永住者証明書の提示義務を廃止すべきである。

日本人には、身分証明書の常時携帯義務や提示義務が課せられていない一方で、16歳以上の外国人の場合、中長期在留者については、在留カードの常時携帯義務と提示義務が、特別永住者については、特別永住者証明書の提示義務が課されています。そして、もし携帯していなかったり、提示を拒否した場合には、懲役また罰金が科されてしまいます。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

【コロナ関係】

4. 生活保護が適用される外国人の範囲を拡大すべきである。

生活保護の対象とされている外国人は、「特別永住者」「永住者」など限られた在留資格の者に限定されており、その数はおよそ 150 万人（2020 年末）です。つまり日本に暮らす外国人約 300 万人のうちのおよそ半数は「最後のセーフティネット」から排除されています。この結果、コロナ禍においても生活保護の対象外の外国人は、非常に困窮した生活を強いられています。またそもそも外国人の生活保護は権利として認められず、不服申し立てができないとされています。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

5. 在留資格や住民登録の有無にかかわらず、健康保険の加入を認めるべきである。

国民健康保険の加入資格は、3 ヶ月を超える在留期限をもち住民登録のできる外国人にほぼ限られています。このため、仮放免者や難民申請者など住民登録のできない外国人は、健康保険に加入できず自費診療でしか病院にかかることができません。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

【中長期的課題】

6. 外国人技能実習制度は廃止すべきである。

外国人技能実習制度は、「我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う『人づくり』に寄与することを目的として創設された制度」（外国人技能実習機構 HP）です。しかし現実には、この制度は国内の人手不足を補う安価な労働力の受け入れ制度として使われています。また技能実習生が直面する劣悪な労働条件や人権侵害、送り出しおよび受け入れ機関、ブローカー等による搾取の問題などが数多く発生し、国連人権条約機関等からも「新たな制度」への置き換えや改善を求める強い勧告が出されています。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

7. 入管法から独立した難民保護法を制定すべきである。

いま世界には、戦争、暴力、迫害により 8,000 万以上の人びとが、自分と家族の命を守るため故郷を

離れることを強いられています。そのため、難民を受け入れ支援するために「負担と責任を公平に分け合うことが急務となっている」という共通認識のもと、2018年国連総会で「難民に関するグローバル・コンパクト」が採択され、日本も賛同しました。ところが、G7各国の難民認定率を比較してみると、カナダ 56.4%、米国 35.4%、英国 32.5%、ドイツ 23.0%、フランス 19.2%、イタリア 6.8%というなかで、日本はわずか 0.25%です（2018年）。それは、日本が国際的な認定基準から離れ、難民の定義について特異な解釈をしているからです。いま日本では、「出入国管理及び難民認定法」のもと、出入国在留管理庁が難民認定業務を担当していますが、外国人の出入国と在留に関わる業務と切り離して、国際基準に基づく庇護者保護／難民認定／難民保護（社会統合）を目的とする「難民保護法」を制定すべきです。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

8. 永住・定住外国人の地方参政権を認めるべきである。

外国人の地方参政権について、1995年の最高裁判決は、「我が国に在留する外国人のうちでも、永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」と述べました。そして、95年の最高裁判決以降、外国人地方参政権法案が提出され、継続審議・廃案が繰り返されてきましたが、近年、議論に進展は見られません。しかし、定住する／永住する外国人に地方参政権を保障する国は、北欧諸国や韓国など30カ国以上になります。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

9. 人種差別を禁止する法律を制定すべきである。

2017年3月末に法務省が発表した「外国人住民調査報告書」において、入居、就職、サービス提供をはじめ、在日外国人が日常生活で差別を経験することが多い実態が明らかになりました。日本は1995年に人種差別撤廃条約に加入しましたが、それにとまらぬ国内法の整備は行なわれませんでした。2016年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されましたが、言動にとどまらずあらゆる人種差別を撤廃するための包括的な法律が必要であることが、人種差別撤廃委員会など複数の国連人権条約機関から勧告されています。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

10. 移民基本法を制定すべきである。

これまで「出入国管理及び難民認定法」など、在日外国人を管理する法律は制定されてきましたが、外国人の権利保障や文化的独自性を保障する内容の法律はありません。また政府は「移民政策はとらない」という立場を維持しており、統一的且つ専門的な部署也没有ありません。今後ますます在日外国人が増加していくなかで、権利・政策・体制など幅広い分野に及ぶ包括的な「移民基本法」の制定が必要だという意見があります。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

11. 移住労働者権利条約を批准すべきである。

移住労働者権利条約（正式名称：すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約）は、適法状態・非適法状態を問わず全ての移住労働者とその家族の権利にまで適用される国際人権条約です。2021年8月現在56ヶ国が締約していますが、日本は批准していません。国連人種差別撤廃委員会は日本政府に対して、移住労働者権利条約の批准を検討するように繰り返し勧告しています（直近では2018年8月の総括所見）。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

12. パリ原則に基づく国内人権機関を設置すべきである。

これまで2002年に人権擁護法案、2012年に人権委員会設置法案が国会に提出されましたが、いずれも成立しませんでした。しかし、憲法と国際人権諸条約に基づく「すべての個人がもつ基本的人権を保護し、その水準を向上させる」国内人権機関が必要です。これまで日本は、自由権規約委員会や社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会、女性差別撤廃委員会から繰り返しその設置を求められています。国連は、人権伸長・保護を可能にする権限と機能／政府からの独立／構成の多様性を柱とする「パリ原則」（国内人権機関の地位に関する原則）を採択し（1993年）、各国にこの原則に沿った国内人権機関の設置と運営を求めています。2021年1月現在、この原則に適合すると認定された機関は世界で84に達し、部分的に適合する機関は33あります。

ご回答：賛成 どちらとも言えない 反対

理由：

ご協力ありがとうございました！

NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク